

奈良県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和元年六月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六八号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
	前	後			
吉野郡十津川村大字上野地二二から吉野郡十津川村大字宇宮原七五九まで	A	B	七・六 ） 七七・〇	一、二〇〇・〇 ） 九四〇・〇	一号橋 L  一二〇・五m 一号トンネル L  三四七・〇m 二号橋 L  三六二・
	A	B	七・六 ） 七七・〇	一、二〇〇・〇 ） 九四〇・〇	一号橋 L  一二〇・五m 一号トンネル L  三四七・〇m 二号橋 L  三六二・



○  
m